

令和3年第1回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計35件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 ……1件
予算 1件（令和2年度新座市一般会計補正予算（第10号））

【条例案件】 ……10件

- 1 新規制定 1件（市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例）
- 2 一部改正 9件（職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例ほか8件）

【予算案件】 ……14件

- 1 当初 8件（令和3年度新座市一般会計予算ほか7件）
- 2 補正 6件（令和2年度新座市一般会計補正予算（第11号）ほか5件）

【財産案件】 ……1件
取得 1件

【道路案件】 ……2件
認定 2件

【人事案件】 ……3件（新座市副市長の選任についてほか2件）

【指定管理者の指定に関する案件】 ……4件

【専決処分の承認を求める案件】

…… 1 件（予算 1 件）

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 2 年度新座市一般会計補正予算（第 1 0 号））

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る事業に対応するため、一般会計補正予算の専決処分を令和 3 年 1 月 1 5 日にしたので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定によりその承認を求めるもの

【条例案件】 …… 1 0 件（新規制定 1 件、一部改正 9 件）

議案第 2 号 市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例（新規制定）

〔要旨〕

市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与を減額するもの

〔施策の効果及び影響〕

市長 1 0 パーセント減額

副市長 5 パーセント減額

教育長 5 パーセント減額

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

宣誓書の押印を廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第 4 号 新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

栗原五丁目自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせることとするもの

〔施策の効果及び影響〕

栗原五丁目自転車駐車場の管理を指定管理者が行うことで、より効率的な管理・運営を行うことができる。

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第5号 新座市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

無料の自転車置場（市内のバス停付近に15か所整備しているもの）の長期間利用されていない自転車等の撤去及び保管並びに撤去費用の徴収について定めるもの

〔施策の効果及び影響〕

無料の自転車置場の自転車等の撤去費用を徴収することができる。

〔施行日〕

施行日は、令和3年7月1日とする。

議案第6号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

地方税法が一部改正され、令和3年1月1日を施行日として、全てのひとり親を対象としたひとり親控除が創設された。

これまで、保育料の算定の際には、ひとり親を地方税法上の寡婦等とみなす特例を適用していたが、ひとり親控除の創設により当該特例が不要となるため、規定を整備するもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第7号 新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

池田放課後児童保育室の移転及び栗原放課後児童保育室の増設に伴い、これらの保育室の位置を変更するもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 池田放課後児童保育室は、移転により、施設の老朽化を解消するとともに、床面積を増加させ、保育室の狭あい化を解消することができる。
- 2 栗原放課後児童保育室は、床面積の増加により保育室の狭あい化を解消することができる。

〔施行日〕

施行日は、池田放課後児童保育室に係る改正は令和3年3月29日とし、栗原放課後児童保育室に係る改正は令和3年4月1日とする。

議案第8号 新座市介護保険条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

令和3年度から令和5年度までの介護保険料の額を定めるもの

〔条例改正の背景〕

介護保険法の規定により、65歳以上の介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の介護保険料（以下「保険料」という。）は3年ごとに見直しをすることになっている。

この見直しによる令和3年度から令和5年度までの保険料の額を定めるもの

なお、保険料の額は、基準額（年額64,152円）（※）を基に被保険者の所得の状況に応じ14段階に区分して定める（現行の区分は12段階）。

※ 令和3年度から令和5年度までの3年間に利用が見込まれる介護保険サービスの総費用については、公費や保険料等で賄うこととなる。このうち、被保険者が負担することとなる保険料の総額を被保険者の数で除して得た額が基準額となる。

〔施策の効果及び影響〕

(平成30年度～令和2年度)			(令和3年度～令和5年度)		
段階	対象者	年額 (円)	段階	対象者	年額 (円)
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の者若しくは市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	29,106 (基×0.5)	第1段階	同左	32,076 (基×0.5)
第2段階	市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円以下の者	34,927 (基×0.6)	第2段階	同左	38,491 (基×0.6)
第3段階	市民税世帯非課税で、第1段階及び第2段階の対象者以外の者	40,748 (基×0.7)	第3段階	同左	44,906 (基×0.7)
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税であって、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	52,390 (基×0.9)	第4段階	同左	57,736 (基×0.9)
第5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税であって、第4段階対象者以外の者	58,212 (基×1)	第5段階	同左	64,152 (基×1)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	66,943 (基×1.15)	第6段階	同左	73,774 (基×1.15)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	72,765 (基×1.25)	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	80,190 (基×1.25)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	78,586 (基×1.35)	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	86,605 (基×1.35)

第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	87,318 (基×1.5)	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	96,228 (基×1.5)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の者	96,049 (基×1.65)	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	105,850 (基×1.65)
			第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の者	109,058 (基×1.70)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の者	125,155 (基×2.15)	第12段階	同左	141,134 (基×2.20)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の者	136,798 (基×2.35)	第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	153,964 (基×2.40)
			第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の者	160,380 (基×2.50)

※ 令和元年10月の消費税率10パーセントへの引上げに伴う低所得者への軽減措置（特例）の実施により、公費による負担で基準額に対する割合を第1段階は0.5から0.3に、第2段階は0.6から0.5にそれぞれ引き下げている。

このため、令和3年度から令和5年度までの期間に被保険者が支払う保険料の額は、第1段階：19,245円、第2段階：32,076円となる。

〔施行日〕

施行日は、令和3年4月1日とする。

議案第9号 新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

国の基準（省令）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

国の省令で定める介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準が、感染症の予防及びまん延の防止のための措置等に関する基準を新たに位置付けるなど、令和3年4月1日等を施行日として改正された。

この改正を受け、この基準を参考として市の条例（※）で定めている介護サービスの基準を改めるもの

- ※1 新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 3 新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 4 新座市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

〔施行日〕

施行日は、令和3年4月1日とする。

議案第10号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

国民健康保険税の税率及び限度額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

本市の国民健康保険税については、令和6年度までに、現行の4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）から2方式（所得割及び均等割）の課税方式に移行することとしている。

令和3年度の国民健康保険税について、この方針に従い医療給付費分（※）の資産割額の税率を引き下げ、被保険者均等割額を増額し、及び世帯別平等割額を減額するとともに、医療給付費分及び介護納付金分の限度額を引き上げるもの

※ 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の三つで構成している。

〔施策の効果及び影響〕

1 医療給付費分（基礎課税額）

	現行	改定後
所得割	7.00%	7.00%
資産割	20.00%	15.00%
均等割	15,000円	19,000円
平等割	7,000円	5,000円
限度額	610,000円	630,000円

2 介護納付金分

	現行	改定後
所得割	1.46%	1.46%
均等割	12,000円	12,000円
限度額	160,000円	170,000円

* 後期高齢者支援金等分については、改定なし

〔施行日〕

施行日は、令和3年4月1日とする。

議案第11号 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正により、省エネ基準（※）に適合させなければならない建築物の範囲が拡大し、非住宅

部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の新築の建築物が新たに対象となった。この新たに対象となった建築物の判定をする事務（建築物エネルギー消費性能適合性判定事務）に係る手数料を定めるもの
※ 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準

〔施行日〕

施行日は、令和3年4月1日とする。

【予算案件】 …… 14件（当初8件、補正6件）

議案第12号 令和3年度新座市一般会計予算

議案第13号 令和3年度新座市国民健康保険事業特別会計予算

議案第14号 令和3年度新座市介護保険事業特別会計予算

議案第15号 令和3年度新座市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第16号 令和3年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第17号 令和3年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第18号 令和3年度新座市水道事業会計予算

議案第19号 令和3年度新座市公共下水道事業会計予算

議案第20号 令和2年度新座市一般会計補正予算（第11号）

議案第21号 令和2年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第22号 令和2年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第23号 令和2年度新座市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 令和2年度新座都市計画事業新座駅北口土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 令和2年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

【財産案件】 …… 1件

議案第26号 財産の取得について〔市内LANパソコン〕

業務に使用するパソコンを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの

数 量 200台

取得金額 23,117,600円（税込み）

【道路案件】 … 2件（認定2件）

議案第27号 新座市道路線の認定について〔市道第5228号線〕

馬場三丁目地内において、開発行為により帰属された道路を市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

議案第28号 新座市道路線の認定について〔市道第6183号線〕

新堀三丁目地内の新堀歩道橋を市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

【人事案件】 … 3件

議案第29号 新座市副市長の選任について

現副市長山崎糧平の任期が、令和3年3月31日で満了となるが、引き続き同人を副市長に選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の

規定により提案するもの

議案第30号 新座市教育委員会教育長の任命について

現教育委員会教育長金子廣志の任期が、令和3年4月1日で満了となるが、引き続き同人を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するもの

議案第31号 新座市教育委員会委員の任命について

新座市教育委員会委員鈴木松江氏の任期が、令和3年3月31日で満了となるが、引き続き同人を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するもの

【指定管理者の指定に関する案件】 …4件

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定の変更について〔新座市営墓園〕

[公の施設の指定管理者の指定の変更（議案第32号から議案第35号まで）について]

新型コロナウイルス感染拡大の影響や市の財政再建に向けた事業削減の取組（公の施設の利用時間等の見直し）の検討などにより、令和2年度に予定していた指定管理者の選定手続を1年先送りしたことから、令和3年3月31日で指定期間が満了となる公の施設の指定管理者の指定を1年間延長するため提案するもの

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定の変更について〔新座駅周辺自転車等駐車場〕

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定の変更について〔総合運動公園及び栄緑道並びにスポーツ施設〕

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定の変更について〔新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール〕

追加を予定する議案（6件）

【予算案件】 …… 4件

議案第 号 令和3年度新座市一般会計補正予算（第1号）

議案第 号 令和2年度新座市一般会計補正予算（第12号）

議案第 号 令和2年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別
会計補正予算（第4号）

議案第 号 令和2年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整
理事業特別会計補正予算（第5号）

【財産案件】 …… 2件

議案第 号 財産の取得について〔教育用可動式コンピュータ〕

議案第 号 財産の取得について〔可動式コンピュータ用タッチペン〕